



北見工業大学

# 学報

平成18年3月 事務局総務企画課発行 第214号

## 語学研修報告



(関連記事16ページに掲載)

Kitami Institute of Technology

## 目 次

学位記授与式	平成17年度学位記授与式を挙行……………	3
告 辞	「願いは叶う」……………	4
入 試	平成18年度大学入試センター試験の実施……………	6
	大学院工学研究科(第2次)入学試験の実施……………	6
研究助成	NEDO技術開発機構平成17年度産業技術研究助成金交付決定……………	7
	独立行政法人日本学術振興会平成18年度Ⅰ期国際学会等派遣事業採用決定…	7
	平成17年度民間等との共同研究の受入状況……………	7
	平成17年度奨学寄附金受入状況……………	8
研 修	平成17年度北見工業大学職員英会話研修……………	9
受 賞	日本機械学会フェロー賞(若手優秀講演)受賞について……………	10
国際交流	外国人留学生スキー研修を実施……………	11
	第2回外国人留学生見学旅行を実施……………	11
	2006年留学生交流の夕べを開催……………	12
諸 報	「第2回最近の大地震再考フォーラム」を開催……………	13
	学長主催特別講演会を開催……………	14
	平成17年度学生表彰式を実施……………	15
	語学研修報告……………	16
規 程	国立大学法人北見工業大学公益通報者保護規程……………	20
	(北工大達第2号)	
	国立大学法人北見工業大学危機管理規則……………	22
	(北工大達第3号)	
	国立大学法人北見工業大学ハラスメントの防止等に関する規程の一部を改正する規程…	24
	(北工大達第9号)	
	国立大学法人北見工業大学ハラスメント相談窓口及び相談員要項の一部を改正する要項…	28
	(北工大達第10号)	
	国立大学法人北見工業大学ハラスメント調査委員会要項の一部を改正する要項…	29
	(北工大達第11号)	
	北見工業大学副学長について(申合せ)の一部を改正する申合せ……………	31
	国立大学法人北見工業大学学長補佐規程……………	32
	外部資金の拠出金取扱要領……………	33
	(北工大達第20号)	
訃 報	武田郁夫名誉教授……………	34
	高橋行雄助教授……………	35
日 誌	1月・2月・3月……………	36

## =学位記授与式=

### 平成17年度学位記授与式を挙

(総務企画課)

平成17年度学位記授与式が、3月24日(金)午前10時から本学講堂で行われました。

学部377人の卒業生、大学院博士前期課程110人及び大学院博士後期課程15人の修了生及び論文博士1人に対し、常本学長から学位記が授与されました。

引き続き、学長告辞、北見市長(代理：職務執行者)後援会会長及び学生後援会会長からの祝辞の後、化学システム工学科 荻野享太さんが、「本学で学んだ知識や経験を生かし、社会性と国際性を持った人間として、社会に貢献したい」と答辞を読み上げ、式は無事終了しました。

卒業生、修了者数等は、次のとおりです。

#### 学部

学 科 名	卒業生数(人)
機械システム工学科	66
電気電子工学科	79
情報システム工学科	62
化学システム工学科	51
機能材料工学科	41
土木開発工学科	78
合 計	377



#### 大学院博士前期課程

専 攻 名	卒業生数(人)
機械システム工学専攻	31
電気電子工学専攻	19
情報システム工学専攻	12
化学システム工学専攻	15
機能材料工学専攻	18
土木開発工学専攻	15
合 計	110

#### 大学院博士後期課程

専 攻 名	卒業生数(人)
システム工学専攻	13
物質工学専攻	2
合 計	15

論文博士 1人

## = 告 辞 =

## 「願いは叶う」

学長 常本 秀幸

まずは、学部卒業、大学院修了おめでとうございます。また、本日はご多忙中にもかかわらず、北見市長職務執行者の田中様、本学後援会KIT元気会会長の中神様そして学生後援会会長の澤野様にご臨席賜り、平成17年度学位記授与式が挙行できますことを心より感謝申し上げます。また、長い間ご子息、ご息女の成長を支えてこられましたご父母の方々にもスクリーンを通しての挨拶になりますが心よりお祝いを申し上げます。

さて、本年度は学士377人、修士110人、博士16人、合計503人を送り出しますが、皆さん、本学で過ごした数年間は有意義でしたでしょうか。また、沢山の思い出、多くの仲間を作ることが出来ましたか。振り返るとあつという間の学生生活だったと思います。記憶にある人は少ないかもしれませんが、学部学生の皆さんの入学式が私の学長としての初仕事でした。緊張しながらこの壇上から皆さんの入学を祝福した日が思い出されます。皆さんのような青春時代の4年間と60才代の私の4年間とは意味合いが異なりますが、世の中や大学が大きく変化し始めた時期を共に過ごしたことには変わりありません。私もこの4年間で学長職を卒業するつもりでおりましたが、後2年間継続することになりました。そのようなわけで、大学院に進学する方とはこの先も2年間お付き合いをすることになります。

皆さんが在学した21世紀初頭、国内外で実に色々なことが起こっています。ただ、この数年間は21世紀の暗い部分ばかりが目立っていますが、私は悲観していません。人間の知恵は困難に陥ったときに発揮されます。松下電器創設者の松下幸之助さんも、「悪いときが過ぎれば、良いときは必ず来る。あせらずあわてず、静かに時の来るのを待つ」といっています。もちろん、個人、組織、国家で待ち方が異なりますが、



悪い時に何もしないのではなく、自己研鑽することを勧めているのだと思っています。ただ、時を逸してしまうと大変なことにもなりますので、時の判断は大変重要です。

時を見誤り失敗した最近の例が国会議員のメール問題です。また、泥沼化しているのがイラク戦争です。すでに3年目になりますが、皆さんと同年齢の若者がアメリカだけで2,300人以上亡くなっています。戦費は年間10兆円近いようです。もちろんアメリカ人の10倍以上のイラクの若者が犠牲になり、破壊という負の遺産、憎しみの連鎖が拡大しています。テロとの戦いであるとしても、武力で他国をコントロールすることの難しさはベトナム戦争で学習したはずです。国連中心に話し合いを進め、住民が早期に安全・安心な生活ができるようにしてあげたいものです。貧富の差が抗争拡大の元にもなっていますので、破壊に使われている年間10兆円を国の復興資金として利用できれば、平和の回復も可能ではないでしょうか。

国内でも問題が山積しています。ある人は明治維新、戦後に次ぐ近代日本の3大変革期だといっています。中でも、安全安心な社会作りに陰りが出ています。建築技術者にとってあこがれの1級建築士が、人命を無視した設計に荷担したのは情けないことです。私も企業を経験していますので、法律と現実との間に矛盾を感じ



ることも  
ありまし  
たが、少  
なくとも  
人命に直  
接関係す  
るような  
違法行為  
は許され

ません。技術者倫理と言いますが、それ以前の問題だと思っています。なぜこのような倫理観の欠如が多発するか、解明と対策が必要です。交通ルールのように違反に慣れてしまっている社会、法を作る国会議員あるいは公務員など、社会の規範となる側のモラル欠如も影響しているのだと思います。少なくとも、皆さんが学んできた工学は人類の安全・安心に貢献する学問ですので、倫理観をしっかり持った技術者として成長されんことを願っております。

経営者のモラル欠如も大きな社会問題になります。その一例がホリエモン事件です。ホリエモンは若者の憧れの的だったかもしれませんが、我々の年代には受け入れがたい部分も多々ありました。努力に対する報酬は必要ですが、他人を犠牲にするような金銭欲、名声に溺れることに警鐘が鳴らされたのだと思います。若者が成功し、輝くことを願っていますが、日本は科学技術創造立国です。「手に汗する」人たちがいて経済が維持されていることを忘れてはならないと思います。

この「手に汗する」ことに喜びを感じ、活躍している先輩を紹介したいと思います。昨年からは創立45周年記念で色々な行事を行っていますが、それに併せたように新聞などで3人の卒業生の活躍が目につきました。一人は、昨年6月に東証1部上場企業の北海製罐の社長さんになった永井さんです。また、同じ頃に岡山大学の理事に就任された稲葉さんという先輩がいます。さらに、「北海道でロケットを飛ばそう」と北大の先生と共同してロケットの開発に取り組んでいる、赤平の小さな企業の経営者の植松さんがいます。このロケット、最近アメリ

カの企業が興味を示し、共同開発が始まりました。また、4月7日夜8時からNHK北海道スペシャルで放映されます。このように、皆さんも20年後、30年後の卒業式で活躍している先輩として紹介されるようぜひ頑張ってください。

さて、本学を卒業しますと同窓生になります。1万人を超える卒業生が多く地域で活躍しており、私も出来るだけ多くの地域の同窓会に出向くようにしています。これからの大学の発展には地域や同窓生の支援が欠かせません。昨年、市民・企業・同窓会が連携して本学の後援会「KIT元気会」を設立していただきましたが、会員には大学の情報誌を送付するほか、皆さんの技術的相談にも応えられるようにしますので、ぜひ入会してください。また、大学を卒業して数年経つと技術の更新時期になります。社会人として大学院などに入り直しブラッシュアップすることも重要です。来年度からは社会人が入りやすい長期履修制度や授業料免除制度を作りましたのでぜひ挑戦してください。何年か後、鮭のように母校を目指す卒業生が沢山出ることを期待しています。Come back salmonです。

最後になりますが、4年前の入学式の告辞では「夢を持つこと」を伝えました。あの時は学生時代に持つ夢について話をしました。4月から大学院に進学する人もおりますが、多くは社会人になりますので、これからの仕事にかける夢、未来の自分に対する夢を持ってください。社会がどのように変化しても「夢を持つこと、挑戦すること、努力すること」を忘れないことです。トリノで行われた冬季オリンピックあるいはパラリンピック、そして感動のWBCでは、多くの選手が挫折を経験しながらも夢に向かって努力を続け、メダルを手にして涙した人、悔し涙を流した人、沢山のドラマがありました。結果以上に挑戦し続けた過程が感動を与えてくれます。あの感動を思い出しながら、私の期待でもあり、また真実でもあり、入学式と同様になります。「Wishes come true、願いは叶う」、これを最後のメッセージといたします。改めて、卒業、修了おめでとう。

## =入試=

## 平成18年度大学入試センター試験の実施

(入 試 課)

平成18年度大学入試センター試験が、1月21日(土)、22日(日)の両日実施されました。

本学会場の志願者は昨年度より2人増の690人となりました。

## 大学院工学研究科(第2次)入学試験の実施

(入 試 課)

平成18年度大学院工学研究科博士前期課程(第2次)入学試験が、2月8日(水)(学力検査)と9日(木)(面接試験)に実施されました。

また、平成18年度大学院工学研究科博士後

期課程(第2次)入学試験が、2月8日(水)(面接試験)に実施されました。

課程別、専攻別の合格者数等は以下のとおりです。

## 博士前期課程

専攻名	募集区分		学部3年次		外国人留学生特別選抜	
	一般選抜 志願者	一般選抜 合格者	学部3年次 志願者	学部3年次 合格者	外国人留学生特別選抜 志願者	外国人留学生特別選抜 合格者
機械システム工学専攻	2	2	0	0	0	0
電気電子工学専攻	3	2	2	1	0	0
情報システム工学専攻	3	2	0	0	0	0
化学システム工学専攻	3	3	0	0	0	0
機能材料工学専攻	4	3	1	1	0	0
土木開発工学専攻	5	5	0	0	1	1
合 計	20	17	3	2	1	1

## 博士後期課程

専攻名	志願者	合格者
システム工学専攻	6	6
物質工学専攻	2	2
合 計	8	8

## = 研究助成 =

## NEDO技術開発機構平成17年度産業技術研究助成金交付決定

(研究協力課)

所 属	職 名	氏 名	研 究 課 題	交付金額
電気電子工学科	助教授	武山 真弓	Si-ULSIにおける次々世代45～32mmノードに適用可能な高信頼Cu配線系におけるナノ界面形成技術の構築	32,500千円

## 独立行政法人日本学術振興会平成18年度Ⅰ期国際学会等派遣事業採用決定

(研究協力課)

所 属	職 名	氏 名	会 議 名	開 催 地	開催期間
機能材料工学科	助 手	坂上 寛敏	国際会議「海洋鉱物資源－第3回－今後の進展」	サンクトペテルブルグ (ロシア)	18.6.19 ～18.6.23

## 平成17年度民間等との共同研究の受入状況

(研究協力課)

平成18年3月13日現在

所 属	職 名	研究代表者	研 究 題 目	民間機関等名
電気電子工学科	助教授	菅原 宣義	電力線着氷雪除去装置の開発に関する研究～加衝撃による電力線着氷雪除去の研究～	北海道電力(株)
国際交流センター	教 授	山岸 喬	減塩食品に関する研究	(株)光 商
機能材料工学科	教 授	高橋 信夫	混合ガスハイドレートの結晶構造解析によるガスハイドレート生成・分解過程におけるゲスト分子の挙動の研究	三井造船(株)事業開発本部NGHプロジェクト室
地域共同研究センター	教 授	鞘師 守	将来電動車の寒冷地対応システム開発に向けた課題探索研究	日産自動車(株)総合研究所
国際交流センター	教 授	山岸 喬	伝統医学とバイオメディカル技術による生活改善食品の開発	(独)科学技術振興機構
地域共同研究センター	助教授	有田 敏彦	ハッカ蒸留装置の開発	北見国際技術協力推進会議
電気電子工学科	助教授	辻 寧英	変調器・スイッチの導波路解析ソフト開発	住友大阪セメント(株)新規技術研究所
国際交流センター	助教授	菅野 亨	稲の籾殻を有効活用したハイブリット環境浄化材の研究開発	(有)GRGマテリアル

平成17年度累計 90件

## 平成17年度奨学寄附金受入状況

平成18年3月13日現在

(研究協力課)

所 属	職 名	研 究 者	寄 附 目 的	寄 附 者	寄附金額
機械システム工学科	助教授	三木 康臣	木質バイオマスに関する工学的研究助成のため	北海道木質バイオマス研究会	50,000 <sup>円</sup>
情報システム工学科	助教授	原田 康浩	工学研究	原田 康浩	1,000,000
電気電子工学科	教 授	山城 迪	ハイブリッドソーラーシステムフィールドテストに対する研究開発	フジサンエナジー(株)	300,000
電気電子工学科	助教授	菅原 宣義	各種がいの着氷雪条件下での絶縁特性に関する研究	日本碍子(株)電力事業本部電力技術研究所	500,000
国際交流センター	教 授	山岸 喬	工学研究	小 太 郎 漢方製薬(株)	400,000
電気電子工学科	教 授	谷本 洋	「超広帯域無線機LSIのための機能回路ブロックに関する研究」の研究助成のため	(株)半導体理工学研究センター	2,000,000
土木開発工学科	助教授	高橋 清	工学研究のため	(株)ドーコン	500,000
土木開発工学科	助教授	山下 聡	工学研究のため	(株)中神土木設計事務所	350,000
土木開発工学科	教 授	大島 俊之	工学研究のため	(株)ドーコン	1,000,000
土木開発工学科	教 授	鈴木 輝之	工学研究のため	(株)ドーコン	500,000
土木開発工学科	助教授	三上 修一	アンカーの定着力アップ方法の開発に関する助成	日本公共企画株式会社	200,000

平成17年度累計 72件



**= 研修 =**

**平成17年度北見工業大学職員英会話研修**

(総務企画課)

平成17年度北見工業大学職員英会話研修として今年度から「応用コース」(12月13日(火)から1月12日(木)までの期間中8回)及び「基礎コース」(1月13日(金)から2月7日(火)までの期間中8回)の2コースを、本学SCS教室及びA101教室を主会場に開講しました。

この研修は、本学における学術等の国際化に伴い、日常の業務において語学の知識、特に英語の会話能力が必要とされるため、事務系職員にそれぞれ実践的又は基礎的な会話力を修得させることにより円滑な業務の推進を図ることを目的としています。なお、「応用コース」には、

事務職員4名、「基礎コース」には事務職員7名がそれぞれ受講しました。

「応用コース」は共通講座のボゼック講師が、「基礎コース」は国際交流センターの荒谷講師(国際交流コーディネーター)がそれぞれ担当されました。毎回、日常会話や通常業務で使用する会話を取り入れたレッスンなどを行い、各コースの最終日には、研修受講者に対し、一人ずつ修了証書が授与されました。

また、研修の受講者に対して実施したアンケートでは、各コース概ね有意義であった旨の回答がありました。



修了証書授与(応用コース)



研修風景(基礎コース)

**= 受賞 =****日本機械学会フェロー賞(若手優秀講演)受賞について**

(機械システム工学科)

日本機械学会ではフェロー寄付金に基づき、本学会主催の講演会において優れた講演を行った学生員および准員を顕彰することを目的として、2004年に「フェロー賞」(若手優秀講演)を設立しました。本賞は発表内容が有益で新規性があり、日本機械学会論文集に投稿するに値するレベルにあることを第1とし、発表と質疑応答の態度が優れている講演者に与えられるものです。

本学大学院工学研究科博士後期課程システム工学専攻2年 金相一君と博士前期課程機械システム工学専攻2年 河野義樹君の両名は、2005年10月日本機械学会北海道支部第44回講演会で発表した論文でフェロー賞該当者として日本機械学会本部に推薦され(講演発表112件の中から2件)、本年3月10日日本機械学会北海道支部総

会において表彰されました。金相一君の講演発表論文は「フレキシブルシートによる円柱の流力振動制御」(指導教授坂本弘志)であり、制御手法の新規制と独創性が認められたものです。また河野義樹君の発表論文は「塩分濃縮と未固化領域形成をともなう海水組織形成シミュレーション」(指導教授大橋鉄也)であり、海水形成時の結晶構造をシミュレーション解析で明らかにした同じく新規性と独創性が評価されたものです。

両君のフェロー賞の受賞は、本学機械システム工学科の大学院生の自信と誇りを与えるものであり、両君の若手研究者として今後の活躍を大いに期待するとともに、機械システム工学科として心から祝福いたします。



金相一君



河野義樹君

## = 国際交流 =

### 外国人留学生スキー研修を実施

(研究協力課)

1月12日(木)、外国人留学生とその家族を対象に、端野町のメビウススキー場において、「外国人留学生スキー研修」を実施しました。

この日が、スキー初体験となった留学生が大多数を占める中、35名が能力別に2グループに分かれ、4名の指導員によって、それぞれ基礎レッスンを受けました。

初めのうちは、自力で停止したり、ターンするのにも苦労していましたが、午後のレッスン

の頃には、ボランティアの日本人学生の協力もあり、全員がリフトに乗りゲレンデをゆっくりと滑り降りることができるまでに上達しました。当日の天候は、あいにくの雪となりましたが、留学生は疲れも忘れ、終了予定時間間際までスキーを楽しんでいました。

帰りのバスの中でも、スキーの話題でいっぱい、存分にウインタースポーツを満喫した様子でした。



豪快な大転倒?を披露する留学生



グループ別に基礎レッスンを受ける留学生

### 第2回外国人留学生見学旅行を実施

(研究協力課)

3月3日・4日の1泊2日の日程で外国人留学生見学旅行が実施され、紋別市を中心に各施設を見学しました。

初日には、流氷砕氷船ガリンコ号に乗船しました。残念ながら流水を体験することはできませんでしたが、それぞれが快適な船の旅を楽しみました。中には船長の許可を得て操縦室に入

り、記念撮影をした留学生もいました。

2日目には遠軽町生田原の木のおもちゃワールド館「ちゃちゃワールド」を見学し、職員の方から日本の伝統的遊具である独楽や江戸時代に作られた、からくりおもちゃについて説明を受け、熱心に聞き入っていました。



ガリンコ号の操縦室で記念撮影



からくり独楽について説明を受ける

## 20 06年留学生交流の夕べを開催

(研究協力課)

3月13日(月)、本学コミュニケーションアトリウムにおいて、「2006年留学生交流の夕べ」が開催されました。当日は、外国人留学生と北見市及び近郊の国際交流関係者、ホストファミリー及び本学教職員など約120名が参加しました。

常本学長の挨拶をはじめに、今春卒業・修了する10名の留学生から日本での留學生活の思い出の写真やコメントを1枚のポスターにして

報告会が行われました。ポスターに貼られた写真を前に、研究室での活動や友人との旅行、大学の行事に参加したいろいろな日本留學生活の思い出話が披露されました。

交流の夕べは、留学生が日頃お世話になっている支援団体やホストファミリーの方々との懇談のなか、和やかな雰囲気の中に閉会しました。



学長挨拶の様子



留學生活の思い出を説明する留学生

## ＝諸報＝

### 「第2回最近の大地震再考フォーラム」を開催

(土木開発工学科 大島 俊之)

北見工業大学主催、土木学会他共催で、1月30日、北海道釧路市観光国際交流センターにおいて、「第2回最近の大地震再考フォーラム」(主幹：寒地地震防災研究推進センター・最近の大地震再考フォーラム実行委員会)が約800人の参加を得て開催されました。

北海道東部太平洋岸はこれまで、マグニチュードM8クラスの激震に繰り返し襲われており、2003年9月26日に発生した十勝沖地震の災害は記憶に新しいところです。

本フォーラムは、第1回フォーラムの呼びかけ文、「地震に強い道東のために」を受けて、開催地を釧路地方に移し、特に、避難活動の改善、広報ネットワークなど具体的な実務について過去の震災経験から学ぶことを確認しました。

講演では「津波被害を考えるーそのとき避難できる住民であるためにー」と題して片田敏孝氏(群馬大学教授)より、スマトラ島沖地震の津波被害調査や過去の津波に対する住民避難に関する意識調査から、津波に備える住民意識はどのようにあるべきかをシミュレーションを交えて講演いただき、引き続いて鍵屋一氏(東京都板橋区板橋福祉事務所所長)から「地震死者ゼロを目指す防災戦略」と題して講演をいただきました。

次に、パネルディスカッション「ぼうさいって何?～みんなで考える地域の防災力～」が行われ、地域防災意識を高める為に子供達が身の回りの危険を自ら調査し、地域に必要な防災力を再確認する為の取組みとして、釧路市内の日進小・東栄小の6年生50名の児童により行われた「ぼうさい探検隊in釧路」の報告があり、ぼうさい探検隊に参加した小学生達をステージに迎えて、子供達がまち歩きで感じた危険箇所について紹介がありました。さらに、探検隊からの質問にパネルが回答に困る一幕もあり、新たな防災意識の広がりを子供たちの目線から再確



フォーラム会場

認することができました。これらの報告を受けて、パネルから「地域防災の問題点」と「地域防災力を高めるためのポイント」を紹介していただき、会場から実体験などを交えた質疑が行われました。

最後に開催地釧路市にとって防災力を高めるための提言を受け、コーディネータの高橋清氏(北見工業大学)から自分や地域を守るための防災文化を釧路から発信する「サバイバルプラン」の報告があり、約1時間半に渡り行われた熱気のあるパネルディスカッションは終了されました。

会場ロビーにおいてはNTT Docomoによる災害用伝言ダイヤルの体験、北見工大による耐震補強・液状化の簡易実験、群馬大学社会技術研究所による災害総合シナリオシミュレータの実演やぼうさいマップ、阪神・淡路大震災、スマト



ぼうさい探検隊を迎えたステージ

ラ沖大地震などのパネル展示も用意されました。

1月26日に行われた「ぼうさい探検隊」は、特に冬季に地震災害が起きた場合を想定した全国でも初めての取組みで、実施当日は、探検隊のリーダーとして北見工業大学や北海道教育大学釧路校の学生がボランティアで参加しました。また、釧路地域の技術者のご協力も得て安全確保を最優先に行われ、ぼうさい探検隊のまち歩きは約2時間に渡り、日頃子供達が通学路に使う

学校周辺の防災施設などをチェックポイントとして点検や聞き取りを行いました。

東栄小学校に設置されている釧路市の備蓄庫を見学して探検を終えると、昼食では防災食を体験し、冷えた体をてっぽう汁で(和商市場の協力)暖めました。午後からはぼうさいマップ作りをグループ毎に協力して完成させ、最後にお互いにまち歩きの成果を発表して午後3時に終了しました。

## 学長主催特別講演会を開催

(研究協力課)

去る2月3日(金)に北海道大学名誉教授の青木由直氏をお招きし、「eシルクロードの展開とパンダ・プロジェクト」と題して学長主催の特別講演会を開催しました。



講演する青木由直氏

青木氏はサッポロバレーの源流となった「北海道マイクロコンピュータ研究会」を立ち上げるなど、コンピュータ黎明期から現在に至るまで北海道発のIT技術の発信に関わってこられました。現在のシルクロードは絹に替わりITであるとのことで「eシルクロード構想」を提唱され、アジア各国との交流を盛んにおこなってきていることが紹介されました。また、それらの交流の中で生まれた中国で飼育されているパンダの映像を監視カメラで撮り、インターネットで日本に流す試み等が紹介され、ITを通して国際交流へ繋がる取組みを楽しくお話していただきました。

## 平成17年度学生表彰式を実施

(学生支援課)

本学における教育の奨励を目的に設けられた奨学基金による奨学・奨励金及び学生後援会の支援により学生の多方面の活躍を幅広い視点から表彰するために設けられたミント賞を授与する学生表彰式が、3月16日に第1会議室にて関係教職員・受賞学生38名の出席の下に実施され、奨学・奨励金受賞者6名、ミント賞受賞者19名・1チームがそれぞれ表彰されました。

表彰式では、常本学長から受賞者一人一人に賞状と副賞が授与されるとともに祝辞が贈られました。

受賞学生は次のとおりです。

### 【奨学・奨励金】

機械システム工学科	4年	黒田 信介
電気電子工学科	4年	松浦 啓文
情報システム工学科	4年	浅野 優
化学システム工学科	4年	荻野 亨太
機能材料工学科	4年	加納 弘樹
土木開発工学科	4年	小林 潤

### 【ミント賞】

#### 〈学会賞分野〉

機械システム工学科	4年	黒田 信介
機械システム工学専攻	2年	中川 利基
機械システム工学科	4年	片川 陽介
機械システム工学科	4年	菊地 智広
機械システム工学科	4年	木村 順平
機械システム工学科	4年	波田野 航
機械システム工学科	4年	与那覇 聡
機械システム工学専攻	2年	中澤 敬太
システム工学専攻	3年	田口 健治
電気電子工学専攻	1年	瀧 康人
電気電子工学科	4年	高山 聡志
システム工学専攻	2年	李 相俊
電気電子工学専攻	2年	田邊 寛朗
電気電子工学科	4年	盛田 雄貴
情報システム工学専攻	2年	藤 婷婷
情報システム工学科	4年	木村 祐司
土木開発工学専攻	1年	鈴木 広大

#### 〈課外活動分野〉

		タマネギ戦隊
情報システム工学科	4年	阿部 聡
化学システム工学科	2年	田路 真美

(学年は平成17年度のもの)



常本学長・高橋副学長と受賞学生

## 語学研修報告

(国際交流センター 荒谷 陽子)

2月18日から1ヶ月間、大学院博士前期課程の学生を引率して、米国ニュージャージー州ラザフォード市にあるフェリシアン大学に学生の語学研修のために滞在しました。フェリシアン大学の語学研修プログラムに本学の学生が参加するのは、昨年を引き続き2回目です。今回参加した学生は、機械システム工学科専攻の川崎真・長野高皓・平野悟史・三好幸治・山本修爾の5名です。以下に、1ヶ月の様子を報告いたします。

### ▼英語学習

フェリシアン大学のESL(English as a Second Language)プログラムでは、夏と冬に4週間から6週間の長さで短期の学生の受入れをしています。そのため、本学の学生のために特別に用意されたプログラムがあるわけではなく、学生は長期の留学生在が学んでいるクラスに混ざって勉強することになります。これに関しては、他のいろいろな国から来ている学生と机を並べて学び、いろいろな英語に接することができるという大きなメリットがありますが、その一方では、短期の留學生に合わせたテンポと内容で授業が行われるわけではないという厳しさがあります。学生は、最初は何がなんだかさっぱり分からないという状態のようでした。

授業は朝9時から12時半まで2コマ、昼休み



授業風景 (ペアワーク)

をはさんで午後は3時まで1コマという時間割でした。内容は、文法・語彙・読解・発音・会話などで、最初に受けさせられるTOEICの模擬テストによって3クラス編成に分けられて行われました。週に2回は、放課後にアメリカ人学生のボランティアによるカンパセーションクラブと称した会話のサークルがあり、こちらは自由参加でした。これらが終わった後、夕方か夜に集まって、その日の授業の要点を確認する“レビューセッション”を行いました。短期の学生には難しいと思われるところを補い、英語ではなかなか質問できないことを解決する活発な勉強会でした。半年から1年といった留学ならば、最初の1ヶ月はさっぱり何も分からなくても、そのうちに少しずつ分かるようになってゆけばよいと思いますが、一番大変な最初の1



ESLの先生とクラスメート



夜の勉強会



ヶ月しか滞在せずに帰る今回の研修のような場合は、こうした勉強会の意義は大きいと思いました。学生が、見ていてけなげだと感ずるほどよく勉強したことも、勉強会の意義を高めてくれたと思います。7時半から始めたレビューセッションが9時を過ぎても10時を過ぎても終わらないことがしばしばで、時には冗談を交わしながらとことん勉強する時間は、私にとっても非常に楽しいものでした。

### ▼キャンパスライフ

学生も私も、4週間を通して大学の寮に滞在しました。短期留学生の中には、自分と同じ国の学生、または出身大学仲間で同室になるよう希望した学生が多かったようでしたが、本学の5名は、4名がアメリカ人学生、1名が日本以外の国からの留学生を希望して、それぞれそのようにルームメイトがあてがわれました。コミュニケーションの難しさや気苦労もあった様子でしたが、4週間が過ぎるころにはルームメイトとすっかり仲良くなった学生も少なくなかったようです。

食事は3食、寮の隣のカフェテリアでとりました。日本食の良さをとくと認識するよい機会になったことは間違いありません。カフェテリアの階上には体育館があり、大学のスポーツチームの練習時間以外は自由に利用することができました。短期留学生でチームを作って、バスケットボールなど楽しんでいました。コンピューターラボには、古いながらも、留学生のために日本語を使えるようにしたパソコンが並



韓国人のクラスメイトと昼食

んでおり、ノートパソコンを持ってゆかなくても、ここで宿題やメールをすることが可能でした。

### ▼課外イベント

フェリシアン大学のあるラザフォード市は、治安のよい落ち着いた町ですが、隣接するニューヨーク州のマンハッタンまではバスで30分という距離です。そのため、学生は毎週のようにマンハッタンに出かけ、自由の女神やエンパイア・ステートビル、買い物や美術館などあちこち出かけていました。グループとしても3度、全員一緒に町に繰り出して、国連を見学したり、ジャズクラブで本場のジャズを聴いたり、プロ



国連安保理会議場にて



ライオンキング

ードウェイミュージカルのライオンキングを観たりしました。また、ある日曜日は、フェリシアン大学の国際交流ディレクターの好意で、彼の故郷のペンシルバニア州までドライブして連れて行ってもらい、観光客の来ない田舎の雰囲気を楽しむ、帰りに名門プリンストン大学のキャンパスを見学することもできました。加えて、土日の一泊でワシントンまで遠出してスミソニアン博物館をめぐる機会もありました。地の利を生かした、多彩な課外活動が満喫できたと思います。

しかし、学生にとって最も心に残った課外イベントは、フェリシアン大学のキャンパスで行われたひとつの行事だったようでした。各国からの留学生が国の文化を紹介する、“インターナショナル・セレブレーション・デー”が、短期学生の滞在の最終週に催され、そこでよきこいを披露したのです。フェリシアン大学の付属高校の生徒を含めた100人を越す観客の前で、しかもプログラムの締めで踊るのは、かなり心臓の鼓動が速くなる経験と見受けられましたが、曲が始まるや否や、元気いっぱいの動きと迫力あるかけ声で観衆を圧倒し、北海道男児のパワー炸裂という感じでした。アメリカに渡ってから、「あさこい」と称して朝早くに練習したり、時には夜遅く集まったりして、何度も練習していた成果が存分に発揮できていた感じがしました。他の国の留学生や他大学の日本人学生が、民族衣装や着物、アイリッシュダンスなど、わりと優雅な路線だったため、最後に全く雰囲気の違うものが登場したという点でも、観



インターナショナル セレブレーション

客に与えたインパクトは大きかったとみえ、盛大な拍手喝采を浴びました。

さらにその日の夜、フェリシアン大学の修道院(フェリシアン大学はカトリック系です)で、シスターが異文化を学ぶプログラムが企画されており、こちらにも招かれました。普段は男子禁制の建物に入館を許され、30名ほどの修道女の前でまず各種の質問に答え、最後に再び踊りを披露して、ここでもまた大きな拍手をもらいました。昼夜どちらのプログラムでも、踊る前によきこいについて学生が英語で説明しましたが、きちんと通じるように相当な時間をかけて練習した甲斐あって、踊り同様、こちらも見事な出来でした。言葉や文化を学んで帰ってくることが、語学研修の第一目的ではありますが、自分たちの文化を力いっぱい伝える機会があったこと、そしてそれを大いに喜んでもらい口々に褒めてもらったことは、学生にとって本当に大きな経験だったと、見ていてつくづく感じました。自分たちでデザインした「北見工大」の名前入りのはっぴを着て、立派な文化使節団の役割を果たしたと思います。内輪ながら、見ていて感動しましたし、学生のおかげで私まで、シスターたちから暖かい言葉をかけてもらいました。さぞ鼻が高いでしょうと言われ、褒め言葉に対して謙遜は必要ない文化ですから、思い切り大きくなずいてしまったことも事実です。工大生が海外でこのように活躍する姿を、私だけが見ているのはもったいない、多くの先生方に見ていただいて嬉しさを分かち合いたいと思いました。

#### ▼成果

4週間という短い期間でしたが、学生の得たものは本当に大きかったと思います。こつこつと努力して勉強していた甲斐あって、宿題の出来を先生に褒められることもしばしばでしたし、ルームメイトが「最近△△は僕の言うことがよくわかるようになった。短期間ですごい進歩だ」と教えてくれることもありました。私も、英語でのインプットが少しでも多くなればと思い、日本人の英語ではありますがなるべく英語

で話すように心がけました。行った当初は何でも2回以上繰り返したり、違う言葉で言い直したりしなければ通じなかったのが、帰るころには1回で理解される割合がぐんと上がったことは確かです。発音に対する意識もずいぶん変わりましたし、上手くなりました。帰る直前にもう一度受けたTOEICの模擬テストでは、150点伸びた学生を筆頭に、全員がスコアを大きく伸ばしました。そして何より、英語でコミュニケーションを取ることの楽しさ(と難しさ)を実感できたこと、外国語によってどんなに世界が広がり、人と人とかつながってゆけるかを感じられたことは、きっと今後の勉強のばねになってくれると信じています。

留学はもはや、一度きりの時代ではないと言われています。今回のような研修は、たとえば「前菜」のような留学だと考えます。理想的には、これをきっかけにしてさらに学習を積み、6ヶ月、1年といった単位でもう一度海外に出られれば、得るものはますます大きい

と思いますし、中には海外で上の学位を取るという「メインコース」の留学に発展する場合も出てくるかもしれません。今後、こうした研修の機会を学部生にも広げ、一人でも多くの工大生に、学生時代に異文化を体験してほしいと願っています。

#### ▼終わりに

昨年もそうでしたが、私にとって今回の研修は、いろいろな面でまさに教師冥利に尽きる経験でした。学生が意欲的に学び、ぐんぐん吸収してゆく姿を目の当たりにするほど嬉しいことはありません。充実した楽しい毎日してくれた5人の学生に、改めて心からありがとうと言いたいです。そして、多面で支えてくださった国際交流関係の皆様、学生を送り出すにあたってご理解とご支援をくださった諸先生方に、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。ありがとうございました。

## = 規程 =

## 国立大学法人北見工業大学公益通報者保護規程

平成18年 4月1日  
北工大達第2号

(趣旨)

**第1条** この規程は、国立大学法人北見工業大学(以下「本学」という。)の職員(非常勤職員・退職者を含む。以下「職員」という。)及び本学の取引事業者の労働者(以下「労働者」という。)からの組織的又は個人的な法令違反行為等に関する通報(以下「公益通報」という。)及び法令違反行為に該当するかを確認する等の相談(以下「相談」という。)並びにこれらの問題に適正に対応するための措置について必要な事項を定めるものとする。

2 この規程に定めのある場合のほか、本学における公益通報者保護に関する取扱いについては、公益通報者保護法(平成16年法律第122号)の定めるところによる。

(公益通報及び相談の方法)

**第2条** 公益通報及び相談の方法は、文書、電子メール、ファックス、電話及び口頭等によるものとする。

(公益通報・相談窓口)

**第3条** 本学内の公益通報の受付及び相談の窓口(以下「公益通報・相談窓口」という。)を総務企画課長とする。

2 本学外の公益通報・相談窓口を伊藤法律事務所とする。

3 公益通報・相談窓口は、公益通報を行った職員及び労働者(以下「公益通報者」という。)に対して、公益通報を受付けた旨を速やかに通知するものとする。

4 公益通報・相談窓口は、公益通報及び相談を受けた場合、学長にその内容を速やかに報告するものとする。

(調査)

**第4条** 学長は、公益通報された事項に関する事実関係の調査の必要性を検討し、調査する必要がある場合には、関連する部署の所属職員を含む調査委員会(以下「委員会」という。)を設置し、調査を行わせることができる。

2 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

一 学長の指名する理事 1人

二 総務企画課長

三 その他学長が必要と認める者 若干人

3 委員会に委員長を置き、理事をもって充てる。

4 委員長は、委員会を招集し、当該公益通報に関する調査を行い、必要な措置を審議するものとする。

5 委員長が必要と認める場合は、委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

6 委員会は、調査及び審議が終了した場合は速やかに学長に報告するものとする。

7 委員会は、前項の報告が終了した場合には解散する。

8 総務企画課長は、調査の必要性がない場合は、調査する必要性がない旨を、その理由を付して公益通報者に通知しなければならない。

(協力義務)

**第5条** 各部署は、調査に際して協力を求められた場合には、調査に協力しなければならない。

(調査結果の通知)

**第6条** 学長は、第4条第6項の調査結果を速やかに公益通報者に対し、公益通報された職員の信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、通知するものとする。

(是正措置及び懲戒処分等)

**第7条** 調査の結果、公益通報された職員の不正行為が明らかになった場合には、学長は速やかに是正措置及び再発防止措置を講ずるとともに、当該行為に関与した職員に対し、国立大学法人北見工業大学職員就業規則(平成16年北工大達第7号)に基づき、懲戒処分等を課することができる。

(公益通報者等の保護)

**第8条** 職員及び労働者は、公益通報、相談及び調査への協力を行ったこと等を理由に不利益な取扱を受けない。

2 学長は、公益通報、相談及び調査への協力を行った職員及び労働者に対し、そのことを理由として、その者の職場環境が悪化することのないように、適切な措置を講じなければならない。また、職員及び労働者は、公益通報、相談及び調査への協力を行った者に対して不利益な取扱や嫌がらせ等を行ってはならない。

(秘密保持)

**第9条** 職員及び労働者は、公益通報された内容及び調査で知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。

(是正結果の通知)

**第10条** 学長は、是正結果を公益通報者に対し、公益通報された職員の信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、遅滞なく通知しなければならない。

(不正を目的とする通報)

**第11条** 1条 公益通報をする者は、虚偽の通報や、他人を誹謗中傷する通報その他の不正を目的とする通報を行ってはならない。

(公益通報及び相談を受けた職員の責務)

**第12条** 総務企画課長以外の職員が、公益通報及び相談を受けた場合は、第3条第3項の規定に基づき、誠実に対応するよう努めなければならない。

2 公益通報及び相談を受けた者は、総務企画課長にその内容を速やかに報告するものとする。

(庶務)

**第13条** この規程に関する庶務は、総務企画課が行うものとする。

(雑則)

**第14条** この規程の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

## 附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

## 国立大学法人北見工業大学危機管理規則

平成18年 4月1日

北工大達第3号

(目的)

**第1条** この規則は、国立大学法人北見工業大学(以下「本学」という。)において発生する様々な事象に伴う危機に迅速かつ的確に対処するため、本学における危機管理体制、対処方法等に関し必要な事項を定めることにより、本学の学生、職員(非常勤職員を含む。)(以下「学生等」という。)及び近隣住民等の安全確保を図るとともに、本学が社会的な責任を果たすことを目的とする。

(定義)

**第2条** この規則における用語の意義は、次のとおりとする。

- 一 「部局」とは、各学科、共通講座、地域共同研究センター、機器分析センター、未利用エネルギー研究センター、情報処理センター、サテライト・ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー、附属図書館、保健管理センター、国際交流センター、事務局及び技術部をいう。
- 二 「部局長」とは、前号に規定する部局の長をいう。

(対象とする事象)

**第3条** この規則に定める危機管理の対象となる事象は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 本学の教育研究活動の遂行に重大な支障のある問題
- 二 学生等及び近隣住民等の安全に係わる重大な問題
- 三 施設管理上の重大な問題
- 四 社会的影響の大きな問題
- 五 本学に対する社会的信頼を損なう問題
- 六 その他前各号に相当するような事象であつて、組織的・集中的に対処することが必要な問題

(危機管理委員会の設置)

**第4条** 本学に危機管理に関し必要な事項を審議するため、国立大学法人北見工業大学危機管理委員会(以下「危機管理委員会」という。)を置く。

2 危機管理委員会については別に定める。

(学長、理事、副学長及び部局長等の責務)

**第5条** 学長は、本学における危機管理を統括する。

2 理事及び副学長は学長を補佐する。

3 部局長は、当該部局における危機管理に必要な措置を講じるものとする。

4 職員は、その職務の遂行に当たり、危機管理に努めるものとする。

(危機管理体制の充実のための措置等)

**第6条** 学長、理事、副学長及び部局長は、危機管理に関する資料の配付、研修の実施等により、本学における日常的な危機管理体制の充実を図るものとする。

2 学長、理事、副学長及び部局長は、法令及び本学の諸規則に従い、学生等及び近隣住民等が本学に起因する危機により災害等を被ることのないよう、常に配慮しなければならない。

3 学長、理事、副学長及び部局長は、危機管理に当たり、学生等及び近隣住民等に対する必要な広報、情報提供等に努めるものとする。

(危機管理員)

**第7条** 学長の下に危機管理員を置く。

2 危機管理員は、学長の指揮の下に、全学的に対処が必要な危機管理に当たる。

3 危機管理員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

一 部局長

二 その他学長が指名する者

(危機に関する通報等)

**第8条** 職員は、緊急に対処すべき危機事象が発生又は発生するおそれがあることを発見した場合は、当該事象に係る危機管理員及び総務企画課に通報しなければならない。

2 前項の通報を受けた危機管理員は、当該危機の状況を確認し、必要な応急措置を講ずるとともに、学長に報告しなければならない。

3 学長は、前項の報告を受けた場合には、当該危機の対処方針等を危機管理員と協議のうえ、決定するものとする。

(危機対策本部の設置)

**第9条** 学長は、危機事象の対処のために必要と判断する場合は、速やかに当該事態に係る危機対策本部を設置するものとする。

2 危機対策本部は本部長、副本部長及び本部員で組織し、次のとおりとする。

一 本部長は学長をもって充て、危機対策本部の業務を統括する。

二 副本部長は、理事をもって充て、本部長を補佐する。

三 本部員は、本部長が指名する者をもって充て、危機対策本部の業務を処理する。

3 危機対策本部の事務は総務企画課が所管し、関係各課から事務局長の指名する者が参画する。

4 危機対策本部は、危機事象への対処の終了をもって解散する。

(危機事象処理の特例)

**第10条** 学長は、危機事象の対処に際し、緊急を要する場合には、必要とする役員会、経営協議会、教育研究評議会及び委員会等(以下「役員会等」という。)の審議を省略することができる。この場合、危機事象の対処の終了後に、役員会等に報告しなければならない。

2 学長は、1部局限りの危機で、当該部局限りで対処することが適切と判断する危機事象については、当該部局にその対処を委ねることができる。

(学長が不在の場合の措置)

**第11条** 1条 学長が外国出張等により不在の場合は、あらかじめ学長が指名する理事が、この規則に基づき、危機管理に当たるものとする。

(雑則)

**第12条** この規則に定めるもののほか、危機管理に関し必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

## 国立大学法人北見工業大学ハラスメントの防止等に関する規程の一部を改正する規程

平成18年 3月2日

北工大達第9号

### 新旧対照表

改正案	現行
<p>国立大学法人北見工業大学ハラスメントの防止等に関する規程</p> <p>(目的)</p> <p><b>第1条</b> この規程は、国立大学法人北見工業大学職員就業規則(平成16年北工大達第7号)第32条の規定に基づき、<u>セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント及びその他のハラスメント</u>(以下「ハラスメント」という。)の防止及び排除並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合の対応(以下「ハラスメントの防止等」という。)に関する必要な事項を定めることにより、国立大学法人北見工業大学(以下「本学」という。)における就労・修学並びに教育・研究(以下「就労・修学等」という。)の適正な環境を確保し、<u>役員及び職員(非常勤職員を含む。)</u>(以下「役職員」という。)・<u>学生の利益の保護及び就労・修学等の能率の発揮を図ることを目的とする。</u></p> <p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 <u>セクシュアル・ハラスメント</u> <u>役職員・学生が、他の役職員・学生又は就労・修学等の関係を有する者</u>(以下「本学関係者」という。)を不快にさせる性的な言動並びに本学関係者が<u>役職員・学生を不快にさせる性的な言動</u></p> <p>二 <u>アカデミック・ハラスメント</u> <u>役職員</u></p>	<p>国立大学法人北見工業大学セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程</p> <p>(目的)</p> <p><b>第1条</b> この規程は、国立大学法人北見工業大学職員就業規則(平成16年北工大達第7号)第32条の規定に基づき、<u>セクシュアル・ハラスメント</u>の防止及び排除並びに<u>セクシュアル・ハラスメント</u>に起因する問題が生じた場合の対応(以下「セクシュアル・ハラスメントの防止等」という。)に関する必要な事項を定めることにより、国立大学法人北見工業大学(以下「本学」という。)における就労・修学並びに教育・研究(以下「就労・修学等」という。)の適正な環境を確保し、<u>職員・委託契約職員・学生の利益の保護及び就労・修学等の能率の発揮を図ることを目的とする。</u></p> <p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 <u>セクシュアル・ハラスメント</u> <u>職員・委託契約職員・学生が他の職員・委託契約職員・学生又は就労・修学等の関係を有する者</u>(以下「本学関係者」という。)を不快にさせる性的な言動並びに本学関係者が<u>職員・委託契約職員・学生を不快にさせる性的な言動</u></p>



員が他の役職員又は学生に、教育・研究の場における地位又は権力を利用した嫌がらせをする行為

三 パワー・ハラスメント 役職員が職場において、職務上の優越的な地位を利用して行う不適切な言動・指導・待遇のことで、それによって相手方の就業意欲や就業環境を害する行為

四 その他のハラスメント 役職員・学生が、他の役職員・学生に対して誹謗、中傷、風評の流布などにより人権を侵害したり不快にさせる行為

五 ハラスメントに起因する問題 ハラスメントのため就業・修学等の環境が害されること及びハラスメントへの対応に起因して役職員・学生及び本学関係者が就業・修学等上の不利益を受けること。

(役職員の責務及び学生の心得)

**第3条** 役職員・学生は、ハラスメントが本学における就業・修学等の環境を悪化させ、他の者の名誉及び尊厳を著しく傷つける行為であることを認識し、この規程及び別に定める「ハラスメントの防止等のために本学役職員・学生が認識すべき事項」に従い、ハラスメントをしないように注意しなければならない。

(監督者の責務)

**第4条** 職員を監督する地位にある者及び学生を教育する地位にある教員(以下「監督者」という。)は、就業・修学等の適正な環境を確保するため、常に次の各号に掲げる事項に注意してハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

二 セクシュアル・ハラスメントに起因する問題 セクシュアル・ハラスメントのため就業・修学等の環境が害されること及びセクシュアル・ハラスメントへの対応に起因して職員・委託契約職員・学生及び本学関係者が就業・修学等上の不利益を受けること。

(職員の責務及び学生の心得)

**第3条** 職員・委託契約職員・学生は、セクシュアル・ハラスメントが本学における就業・修学等の環境を悪化させ、他の者の名誉及び尊厳を著しく傷つける行為であることを認識し、この規程及び別に定める「セクシュアル・ハラスメントの防止等のために本学職員・委託契約職員・学生が認識すべき事項」に従い、セクシュアル・ハラスメントをしないように注意しなければならない。

(監督者の責務)

**第4条** 職員を監督する地位にある者及び学生を教育する地位にある教員(以下「監督者」という。)は、就業・修学等の適正な環境を確保するため、常に次の各号に掲げる事項に注意してセクシュアル・ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、セクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

- 一 役職員・学生に日常の業務又は教育を通じた指導等により、ハラスメントの防止等に関し、役職員・学生の注意を喚起するとともに認識を深めさせること。
- 二 役職員・学生の言動に十分な注意を払うことにより、ハラスメント又はハラスメントに起因する問題が就労・修学等の場に生じることがないよう配慮すること。
- 三 役職員・学生からハラスメントに関する相談(以下「ハラスメントの相談」という。)があった場合は、必要に応じて当事者の緊急的措置を含む適切な対応を行うものとする。

(学長の責務)

**第5条** 学長は、ハラスメントの防止等のため、次に掲げることを行うものとする。

- 一 ハラスメントの防止等のため、役職員・学生に対し本規程等と相談員名の周知、パンフレット等の配布、意識調査による啓発活動及び各種研修の実施に関すること。
- 二 ハラスメントの相談に関する相談者及び被害者並びに加害者とされる者等の調査に関すること。
- 三 ハラスメントの相談並びに被害者等の救済に関すること。
- 四 関係者のプライバシー、名誉その他人権の尊重及び守秘義務の指導に関すること。
- 五 ハラスメントに関する加害者への適正な指導及び処分等に関すること。
- 六 その他ハラスメントの防止等に関すること。

- 一 職員・委託契約職員・学生に日常の業務又は教育を通じた指導等により、セクシュアル・ハラスメントの防止等に関し、職員・委託契約職員・学生の注意を喚起するとともに認識を深めさせること。
- 二 職員・委託契約職員・学生の言動に十分な注意を払うことにより、セクシュアル・ハラスメント又はセクシュアル・ハラスメントに起因する問題が就労・修学等の場に生じることがないよう配慮すること。
- 三 職員・委託契約職員・学生からセクシュアル・ハラスメントに関する苦情の申出及び相談(以下「苦情相談」という。)があった場合は、必要に応じて当事者の緊急的措置を含む適切な対応を行うものとする。

(学長の責務)

**第5条** 学長は、セクシュアル・ハラスメントの防止等のため、次に掲げることを行うものとする。

- 一 セクシュアル・ハラスメントの防止等のため、職員・委託契約職員・学生に対し本規程等と相談員名の周知、パンフレット等の配布、意識調査による啓発活動及び各種研修の実施に関すること。
- 二 セクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談並びに被害者等の救済に関すること。
- 三 セクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談に対応するため、セクシュアル・ハラスメント調査委員会の開催を指示すること。
- 四 関係者のプライバシー、名誉その他人権の尊重及び守秘義務の指導に関すること。
- 五 セクシュアル・ハラスメントに関する加害者への適正な指導及び処分等に関すること。
- 六 その他セクシュアル・ハラスメントに関すること。

ること。

(ハラスメントの相談への対応)

**第6条** 役職員・学生及び本学関係者からハラスメントの相談があった場合に対応するため、相談窓口、相談員を置く。

2 学長は、ハラスメントの相談内容を調査するため、ハラスメント調査委員会を置くことができる。

(加害者とされる者等からの事情聴取等)

**第6条の2** 学長は、加害者とされる者等からの事情聴取等に対応するため、必要に応じて調査員を置くことができる。

2 前項に規定する調査員は、調査事案に応じて学長が指名する者がこれに当たる。

(不利益取扱いの禁止)

**第7条** 学長、監督者は、ハラスメントの相談、ハラスメントの相談に係る調査への協力及びハラスメントに関して正当な対応等を行った役職員・学生に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

(ハラスメントの相談及び不服申立)

**第8条** 職員は、相談員等に対してハラスメントの相談を行うほか、北海道労働局又は所轄労働基準監督署に対してハラスメントの相談及び不服申立を行うことができるものとする。

(庶務)

**第9条** ハラスメントに関する庶務は、学生支援課の協力を得て総務企画課が行うものとする。

(雑則)

**第10条** この規程の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

### 附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

の防止等に関すること。

(苦情相談への対応)

**第6条** 職員・委託契約職員・学生及び本学関係者からセクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談があった場合に対応するため、相談窓口、相談員及びセクシュアル・ハラスメント調査委員会を置く。

(不利益取扱いの禁止)

**第7条** 学長、監督者その他の職員は、セクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談、当該苦情に係る調査への協力及びセクシュアル・ハラスメントに関して正当な対応等を行った職員・委託契約職員・学生に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

(苦情相談及び不服申立)

**第8条** 職員は、相談員等に対して苦情相談を行うほか、北海道労働局又は所轄労働基準監督署に対して苦情相談及び不服申立を行うことができるものとする。

(庶務)

**第9条** セクシュアル・ハラスメントに関する庶務は、学生支援課の協力を得て総務企画課が行うものとする。

(雑則)

**第10条** この規程の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

## 国立大学法人北見工業大学ハラスメント相談窓口及び相談員要項の一部を改正する要項

平成18年 3月2日

北工大達第10号

### 新旧対照表

改正案	現行
<p>国立大学法人北見工業大学ハラスメント相談窓口及び相談員要項</p> <p>第1 趣旨</p> <p>この要項は、国立大学法人北見工業大学ハラスメントの防止等に関する規程(平成16年北工大達第114号)に基づき、ハラスメントに関する相談(以下「ハラスメントの相談」という。)窓口及び相談員に関する必要な事項を定める。</p> <p>第2 相談窓口及び相談員</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 ハラスメントの相談窓口として、複数の相談員を置く。</li> <li>2 ハラスメントの相談を申出する者(匿名を含む。以下同じ。)は、自由に相談窓口を選択することができるものとする。</li> <li>3 役職員・学生及び本学関係者からハラスメントの相談の申出があった場合は、相談員は速やかに対応しなければならない。</li> <li>4 ハラスメントの相談には複数の相談員で対応するとともに、原則としてハラスメントの相談を行う者と同性の相談員が同席しなければならない。ただし、同席する相談員についてはハラスメントの相談を申出する者の意志を尊重しなければならない。</li> </ol> <p>第3 相談員の責務</p> <p>相談員は、中立・公正な立場で相談に応ずるものとし、別に定める「ハラスメントの相談に対応するに当たり留意すべき事項」に十分留意して、関係者のプラ</p>	<p>国立大学法人北見工業大学セクシュアル・ハラスメント相談窓口及び相談員要項</p> <p>第1 趣旨</p> <p>この要項は、国立大学法人北見工業大学セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程(平成16年北工大達第114号)に基づき、セクシュアル・ハラスメント相談窓口及び相談員に関する必要な事項を定める。</p> <p>第2 相談窓口及び相談員</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 セクシュアル・ハラスメントに関する相談窓口として、複数の相談員を置く。</li> <li>2 セクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談を申出する者(匿名を含む。以下同じ。)は、自由に相談窓口を選択することができるものとする。</li> <li>3 職員・委託契約職員・学生及び本学関係者から苦情相談の申出があった場合は、相談員は速やかに対応しなければならない。</li> <li>4 苦情相談には複数の相談員で対応するとともに、原則として苦情相談を行う者と同性の相談員が同席しなければならない。ただし、同席する相談員については苦情相談を申出する者の意志を尊重しなければならない。</li> </ol> <p>第3 相談員の責務</p> <p>相談員は、中立・公正な立場で相談に応ずるものとし、別に定める「セクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談に対応するに当たり留意すべき事項」に十</p>

<p>イバシー、名誉その他人権の尊重及び守秘義務を厳守の上、次に掲げる事項を行う。</p> <p>(1) <u>ハラスメントの相談</u></p> <p>(2) <u>ハラスメントの相談内容について学長への報告</u></p> <p>(3) <u>相談者及び被害者とされる者に対して、相談受付後の経過等についての説明</u></p> <p>第4～第5 (略)</p> <p><b>附 則</b> この要項は、平成18年4月1日から施行する。</p>	<p>分留意して、関係者のプライバシー、名誉その他人権の尊重及び守秘義務を厳守の上、次に掲げる事項を行う。</p> <p>(1) <u>セクシュアル・ハラスメントに関する相談及び救済方法の対応</u></p> <p>(2) <u>セクシュアル・ハラスメントに関する相談内容、相談員が行った救済措置並びにセクシュアル・ハラスメント調査委員会開催の必要性の有無等に関する学長への報告</u></p> <p>第4～第5 (略)</p>
--	--

## 国立大学法人北見工業大学ハラスメント調査委員会要項の一部を改正する要項

平成18年 3月2日  
北工大達第11号

### 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>国立大学法人北見工業大学ハラスメント調査委員会要項</p> <p>第1 趣旨 この要項は、国立大学法人北見工業大学ハラスメントの防止等に関する規程(平成16年北工大達第114号)に基づき、<u>ハラスメント調査委員会</u>(以下「委員会」という。)に関する必要な事項を定める。</p> <p>第2 委員会の責務 委員会は、中立・公正な立場で対処するものとし、別に定める「<u>ハラスメントの相談</u>に対応するに当たり留意すべき事項」に十分留意して、関係者のプライバ</p>	<p>国立大学法人北見工業大学セクシュアル・ハラスメント調査委員会要項</p> <p>第1 趣旨 この要項は、国立大学法人北見工業大学セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程(平成16年北工大達第114号)に基づき、<u>セクシュアル・ハラスメント調査委員会</u>(以下「委員会」という。)に関する必要な事項を定める。</p> <p>第2 委員会の責務 委員会は、中立・公正な立場で対処するものとし、別に定める「<u>セクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談</u>に対応するに当たり留意すべき事項」に十分</p>

シー、名誉その他人権の尊重及び守秘義務を厳守の上、次に掲げる事項について、迅速に対処するものとする。

- (1) 当事者(匿名を含む。)及び本学関係者並びに必要なに応じ相談員から事情を聞き、ハラスメントに関する事実確認等の調査を行うこと。
- (2) 当該調査の結果及び救済の必要があると認められた場合の救済方法等を、委員会開催から原則として1ヶ月以内に学長に文書により報告すること。

### 第3 組織

- 1 委員会は、学長が指名する者をもって組織し、学長からの指示によって開催するものとする。ただし、セクシュアル・ハラスメントに関する事案については、委員のうち女性が半数程度となるよう配慮するものとする。

- 2 委員会に委員長を置き、学長が指名する理事がこれに当たる。

3～4 (略)

- 5 委員会は、第2の(2)の調査結果及び救済方法等の報告をもって解散する。

### 第4 会議

(略)

### 第5 委員以外の者の出席

(略)

### 第6 公表

(略)

### 第7 その他

(略)

### 附 則

この要項は、平成18年4月1日から施行する。

留意して、関係者のプライバシー、名誉その他人権の尊重及び守秘義務を厳守の上、次に掲げる事項について、迅速に対処するものとする。

- (1) 当事者(匿名を含む。)及び本学関係者並びに必要なに応じ相談員から事情を聞き、セクシュアル・ハラスメントに関する事実確認等の調査を行うこと。
- (2) 当該調査の結果及び救済の必要があると認められた場合の救済方法等を、委員会開催から原則として10日以内に学長に文書により報告すること。

### 第3 組織

- 1 委員会は、次に掲げる委員(当事者とされる者の場合及び相談員は除く。)をもって組織し、学長からの指示によって開催するものとする。ただし、委員については女性が半数程度となるよう配慮するものとする。

- (1) 学長が指名する理事 2人

- (2) 事務局長

- (3) 国際交流センター長

- (4) その他学長が必要と認める職員 若干人

- 2 委員会に委員長を置き、理事(学長が指名する者)がこれに当たる。

3～4 (略)

### 第4 任期

第3の第1項第4号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

### 第5 会議

(略)

### 第6 委員以外の者の出席

(略)

### 第7 公表

(略)

### 第8 その他

(略)

## 北見工業大学副学長について(申合せ)の一部を改正する申合せ

平成18年 3月2日

学 長 裁 定

## 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第1 (略)</p> <p>第2 副学長の職務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 副学長(総務・研究担当)</p> <p>① 組織・運営に関すること。</p> <p>② 学術・研究に関すること。</p> <p>③ 地域連携・研究戦略に関すること。</p> <p><u>④</u> 安全衛生・施設環境対策に関すること。</p> <p><u>⑤</u> その他、学長から指示された事項に関すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 副学長(情報・国際担当)</p> <p>① 附属図書館に関すること。</p> <p>② 情報に関すること。</p> <p><u>③</u> 国際交流に関すること。</p> <p><u>④</u> その他、学長から指示された事項に関すること。</p> <p>(4) 副学長(評価・広報担当)</p> <p>① 点検・評価に関すること。</p> <p><u>②</u> 広報に関すること。</p> <p><u>③</u> その他、学長から指示された事項に関すること。</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 副学長の職務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 副学長(総務・研究担当)</p> <p>① 組織・運営に関すること。</p> <p>② 学術・研究に関すること。</p> <p>③ 地域連携・研究戦略に関すること。</p> <p><u>④</u> 国際交流に関すること。</p> <p><u>⑤</u> 安全衛生・施設環境対策に関すること。</p> <p><u>⑥</u> その他、学長から指示された事項に関すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 副学長(広報・情報担当)</p> <p>① 附属図書館に関すること。</p> <p>② 広報・情報に関すること。</p> <p>③ その他、学長から指示された事項に関すること。</p> <p>(4) 副学長(評価担当)</p> <p>① 点検・評価に関すること。</p> <p><u>②</u> その他、学長から指示された事項に関すること。</p> <p>2～3 (略)</p>

改 正 案					現 行				
別表					別表				
委員会名	副 学 長				委員会名	副 学 長			
	総務・ 研究担当	教務・ 学生担当	情報・ 国際担当	評価・ 広報担当		総務・ 研究担当	教務・ 学生担当	広報・ 情報担当	評価 担当
広報委員会				◎	広報委員会			◎	
大学評価委員会				◎	大学評価委員会				◎
発明審査委員会	◎				発明審査委員会	◎			
国際交流委員会			◎		国際交流委員会	◎			
安全衛生委員会	◎				安全衛生委員会	◎			
施設環境委員会	◎				施設環境委員会	◎			
教務委員会		◎			教務委員会		◎		
学生委員会		◎			学生委員会		◎		
入学者選抜委員会		◎			入学者選抜委員会		◎		
地域連携推進委員会	◎				地域連携推進委員会	◎			
情報システム運営委員会			◎		情報システム運営委員会			◎	
附属図書館委員会			◎		附属図書館委員会			◎	
◎印は委員長					◎印は委員長				

## 国立大学法人北見工業大学学長補佐規程

平成18年 3月2日  
学 長 裁 定

(設置)

**第1条** 北見工業大学(以下「本学」という。)に北見工業大学学長補佐(以下「学長補佐」という。)若干人を置くことができる。

(任務)

**第2条** 学長補佐は、北見工業大学学長(以下「学長」という。)の指示に基づき、学長の企画・立案を補助することを任務とする。

(選考)

**第3条** 学長補佐は本学の教授又は助教授の中から学長が指名する。

(任期)

**第4条** 学長補佐の任期は2年とする。ただし、学長の任期を超えないものとする。

(雑則)

**第5条** この規程に定めるもののほか、学長補佐に関し必要な事項は別に定める。

**附 則**

この規程は、平成18年4月1日から施行する。



## 外部資金の拠出金取扱要領

平成18年 3月10日

北工大達 第20号

(趣旨)

**第1条** 外部資金から大学活性化支援経費への拠出(以下「拠出金」という。)に関する取り扱いについては、この要領に基づくものとする。

(対象となる外部資金)

**第2条** 対象となる外部資金は、次の各号のとおりとする。

- 一 奨学寄附金
- 二 共同研究費
- 三 受託研究費
- 四 科学研究費補助金

(拠出の方法)

**第3条** 拠出金の拠出割合は、次の各号のとおりとする。

- 一 奨学寄附金は申込額の10%
- 二 共同研究費は契約金額の10%
- 三 受託研究費は契約金額の10%
- 四 科学研究費補助金は交付決定額の5%

ただし、第2条第2号及び第3号に規定する外部資金の契約金額に外部委託等に要する経費が含まれている場合は、その経費を差し引いた額の10%とする。

2 前項第3号及び第4号の拠出金は、受入教員の教育研究費から拠出する。

3 第1項第3号及び第4号に規定する拠出金の一事業年度における上限額は、一教員につき合計50万円とする。

(適用除外の外部資金)

**第4条** 拠出に関する適用除外の外部資金は、次の各号のとおりとする。

- 一 学生に貸与又は給与することを目的とする奨学寄附金
- 二 本人が外国出張等を目的としてする奨学寄附金
- 三 直接経費の10%以上の間接経費及び一般管理費が付いた受託研究費又は科学研究費補助金
- 四 その他学長が認めたもの

(拠出金の使用目的)

**第5条** 拠出金の使用目的は次の各号のとおりとする。

- 一 大学活性化支援
- 二 共通管理運営費
- 三 大学院生に対する支援
- 四 その他、学長が必要と認めた事項

(拠出金適用の通知)

**第6条** 学長は外部資金の受入れを決定したときは、出納命令役へ速やかに、拠出金対象の適否を通知するものとする。

(使用状況の報告)

**第7条** 拠出金の使用状況については、毎年度教育研究評議会に報告するものとする。

## 附 則

- 1 この要領は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる要領及び申合せは、廃止する。
  - 一 共同研究費の拠出金取扱要領(平成16年4月1日学長裁定)
  - 二 奨学寄付金からの一部拠出に関する申合せ(平成16年4月1日学長裁定)

なお、この他、規定の一部改正については、本学ホームページ <http://www.kitami-it.ac.jp/pubdoc/kisoku-info.html> で公開しております。

## = 訃 報 =

### 訃 報

(電気電子工学科)



本学名誉教授武田郁夫先生は、平成18年1月3日午前3時8分、心臓疾患のためご逝去されました。享年76歳でした。ここに、慎んで御冥福をお祈りいたします。

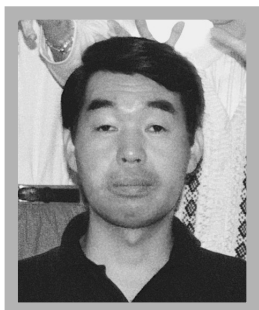
葬儀は、札幌市中央区の博善斎場にてしめやかに執り行われ、本学の方々からたくさんのお香典、花輪等を頂戴いたしました。本紙面をお借りして心より厚く御礼申し上げます。

武田先生は、昭和38年4月に北見工業短期大学電気科講師として赴任され、昭和43年4月に北見工業大学工学部助教授、昭和49年10月に同教授に昇任され、その後平成5年4月に大学改組に伴い電気電子工学科教授となられ、平成9年3月に停年退

官された後、直ちに名誉教授とされました。この間、先生は北見工業大学が短期大学より昇格した後に大学運営の根幹である人事制度の確立に指導的役割を果し、その後発足した人事委員会委員を昭和52年より平成7年まで連続して勤められ、その他多くの学内委員会委員・委員長を歴任され、本学における管理運営に尽力されました。また、先生は34年の永きに亘り電気機器学の教育・研究に努め、多くの技術者・研究者を養成するとともに、電気機器学並びに電力工学の分野において多数の研究論文を発表し、学会はもとより電気機器関係の産業界や電力業界の発展に大きく貢献されました。

これらのご功績により、平成18年1月3日、正四位瑞寶中綬章を授与されましたことを併せてご報告させていただきます。

## 訃報



このたび大変悲しいお知らせがあります。化学システム工学科、有機合成化学研究室の高橋行雄先生(56)が、本年、2月8日ご自宅で倒れ、そのまま緊急入院さ

れました。ご容体は一進一退するも、医師団、家族のたつての看護のかいなく同月15日夕刻に帰らぬ人となってしまいました。先生は昨年暮れから体調を崩す日が多かったのですが、亡くなられる、つい3週間前は学生を連れて一緒に札幌の学会に参加するほどお元気でした。こんな形で、先生とお別れせねばならないとは未だに信じられません。先生は本学の卒業生であり、その後、北大大学院を経て本学へ赴任され、勤続25年となりますがその間決してつらいことや、弱音を吐く方ではありませんでした。先生は、自他ともに認める大の学生好きで、当学科の学生はもちろん、他学科や授業を担当していた看護大の学生たちにも大変慕われ、親身になり勉学のみならず幾度となく進路やよろず相談にも応じられ

(化学システム工学科)  
ていました。また、独法化に際して学生の実験室と居室とを分けなくてはならないということを心配され、学生全員の机を買いそろえてご自分の教員室の大半を学生の居室として解放されました。こんなところにも学生思いのご気性の一端がにじみ出ているのではないかと思います。皆さんがご存知のように、いつも自分のことは二の次、三の次で、まず相手のことを気遣う、そんなお優しいお人柄でした。元来スポーツが大好きで夏はテニス、冬はスキーを楽しんでおられました。しかし今思うと近年、いつの間にか教員室で過ごされる時間が多くなってきたようでした。入院される直前まで学生のこと、研究室のことを気になさり少し無理をされたのかもしれませんが、もう少し私たちもその体調不良に気付いていたらと、悔やまれます。先生との思い出は終日費やしてもつきませんが、最後に長い間本当にありがとうございました。どんなことにでも親身になって接していただいた先生のことを決して忘れません。心よりご冥福をお祈りいたします。安らかに眠りください。

(有機合成研究室)

## = 日誌 =

(総務企画課)

- |       |  |      |                              |
|-------|--|------|------------------------------|
| 1月10日 | 企画運営会議   | 3月2日 | 第13回教育研究評議会                  |
| 12日   | 留学生スキー研修   | 6日   | 第16回教授会                      |
| 13日   | 投票による意向聴取<br>学長選考会議<br>第11回教育研究評議会<br>第4回経営協議会<br>第6回役員会 |      | 第15回研究科委員会                   |
| 16日   | 企画運営会議   | 9日   | 学生委員会                        |
| 18日   | 第13回研究科委員会   | 10日  | 学長選考会議<br>第5回経営協議会<br>第7回役員会 |
| 25日   | 安全衛生委員会  | 13日  | 留学生交流の夕べ                     |
| 26日   | 地域連携推進委員会  | 16日  | 平成17年学生表彰式                   |
| 30日   | 企画運営会議<br>奨学金返還免除候補者選考委員会                                | 20日  | 第17回教授会                      |
| 31日   | 地域共同研究センター 産学官連携<br>推進員・協力員合同会議                          | 22日  | 安全衛生委員会<br>附属図書館委員会          |
|       |  | 24日  | 学位記授与式                       |
|       |  | 31日  | 永年勤務者表彰式(退職時)                |
| 2月1日  | 第12回教育研究評議会  |      |                              |
| 2日    | 国際交流委員会  |      |                              |
| 3日    | 学長主催特別講演会  |      |                              |
| 8日    | 施設環境委員会  |      |                              |
| 9日    | ISO14001取得専門委員会  |      |                              |
| 10日   | 発明審査委員会  |      |                              |
| 13日   | 企画運営会議   |      |                              |
| 15日   | 第15回教授会<br>第14回研究科委員会                                    |      |                              |
| 22日   | 安全衛生委員会  |      |                              |
| 27日   | 企画運営会議   |      |                              |

北見工業大学学報 第214号 平成18年3月発行

国立大学法人北見工業大学

事務局総務企画課

〒090-8507 北見市公園町165番地

TEL: (0157) 26-9116

FAX: (0157) 26-9122

E-mail:soumu05@desk.kitami-it.ac.jp

本報は、インターネットでもご覧いただけます。

<http://www.kitami-it.ac.jp/issue/gakho.htm>



再生紙使用